

令 6 猪情公審答申第 1 号

令和 6 年 7 月 1 1 日

猪名川町長 岡本 信司 様

猪名川町情報公開・個人情報保護審査会

会 長 園 田 寿

猪名川町情報公開条例第 1 2 条の 2 第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 5 年 1 2 月 5 日付猪企第 1 4 2 号で諮問された、非公開決定に対する審査請求について、別紙のとおり答申します。

答 申 書

1 審査会の結論

令和4年9月28日付、猪情第21号の3で猪名川町農業委員会会長（以下「実施機関」という。）が行った「令和3年1月31日時点において、農地法3条の賃貸借あるいは使用貸借の許可の有無がわかる資料等一切（起案文書を含む）」を非公開とした決定（以下「本件決定」という。）については妥当である。ただし、実施機関は本答申を踏まえ、請求人よりしかるべき公開請求があった場合、真摯に対応するよう求める。

2 審査請求に係る経緯

令和4年9月14日	審査請求人は、実施機関に対し猪名川町情報公開条例（平成10年12月22日条例第26号。以下「条例」という。）第5条の規程により公開請求を行った。
令和4年9月28日	実施機関は、条例第7条の規程により本件決定を行い、その旨を令和4年9月29日に審査請求人に通知した。
令和4年11月9日	審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求に係る処分の内容

令和4年9月28日付け猪情第21号の3で審査請求人に対して行った非公開決定処分

4 審査請求の要旨及び理由

（1）審査請求の要旨

審査請求に係る処分を取り消し、公開するとの決定を求める。

（2）審査請求の理由

審査請求に係る処分は、次のとおり違法、不当である。

農地法改正により、農業委員会の農地台帳が法定化されたことに伴い、平成24年1月から農地の地目や面積、賃貸借などの情報がインターネットの全国農地ナビにて閲覧できるようになった。

令和3年1月31日時点という条件を付しており、町有地にはなっておらず、請求内容の、賃貸借あるいは使用貸借の許可の有無がわかる資料一切は存在すると判断でき

る。

5 実施機関の弁明

審査請求に対する実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件請求は農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定に基づく、賃貸借等にかかる農業委員会の許可の有無がわかる文書の公開を求めるものである。

しかし、対象の土地については、農地法施行以前から小作人の関係が存在していたため、許可に関する文書が存在していないことから、公文書不存在による非公開決定処分を行ったものである。

請求人は、令和3年1月31日時点という条件で町有地になっていないことを理由に許可の分かる書類が存在すると主張するが、そもそも町有地の如何を問わず、上述のとおり農地法施行以前からの状態であることから文書が存在しないのである。

以上のことから、本件は請求文書が存在しないため、非公開とした処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

6 実施機関の弁明に対する審査請求人の反論

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、反論書により次のとおりである。

農地法施行前で許可書などはないとしているが、農地だということは判断している。その判断根拠となった書類一切の情報公開を求めている。広く解釈して、書類一切を開示して頂きたい。

7 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、請求文書の存否について争っている。審査請求人は実施機関が当該土地を農地だと判断した根拠の情報を公開するよう求めている。一方、実施機関は農地法第3条に基づく許可の有無が分かる文書は存在しないと主張している。

そのため審査会では、双方の主張を整理し、文書不存在とした実施機関の判断の是非について、以下のとおり検討する。

（1）実施機関の主張について

実施機関は請求内容にある、農地法第3条第1項の規定に基づく権利移動の許可に関する文書（以下、「許可関係文書」という。）は、農地法施行以前からその権利関係が存続していることから存在しないと主張している。

さらに、農地法施行以前から存続する、小作権に基づく貸借関係については、農地法の施行後においても効力を有しており、改めて農地法第3条に基づく権利移動に関する許可手続は不要との見解を市町農業委員会への支援等を目的として設置される、(公社)ひょうご農林機構に確認したとのことである。

小作関係という古くからある慣習を鑑みれば、実施機関の主張のとおり、貸借等の権利関係は、農地法の規定に依らず設定されたものであり、許可関係文書が存在しなかったと判断したことは不合理であるとまでは言えない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は当初、農地法上の規定から許可関係文書が存在すると主張していたが、反論書にて、実施機関あるいは町が農地と判断した根拠がわかる資料として広く解釈するよう求めている。

実施機関の主張は許可関係文書が存在しないことを弁明していることから、情報公開請求がなされた当時、審査請求人が求める情報と、実施機関が受けとめた請求内容の認識とが大きく乖離していることが認められた。

このため、双方の主張の食い違いを整理するため、両者立ち合いの上で、口頭意見陳述を実施した。

口頭意見陳述において、審査請求人からは農地台帳上で賃貸借の存続期間の項目があることから、実施機関が許可をした日付がわかる資料が存在するのではないかとの意見があった。このことから、審査請求人が求める情報は許可関係文書だけにとどまらないことが明らかとなった。

(3) 文書不存在の是非について

非公開決定の理由とされた、文書不存在の是非について検討する。

上述のとおり、双方の主張には食い違いが見られたことから、両者立ち合いの上で口頭意見陳述を実施し、審査請求人が求める情報が許可関係文書だけではないことが判明した。

しかしながら、請求内容には、農地法第3条による許可の有無が分かる資料と明記されており、本件権利関係は事実上、農地法の規定に依らず設定されたことから、農地法第3条による許可関係文書は不存在として非公開とした実施機関の判断は否定できない。

なお、口頭意見陳述の中で実施機関に対し、当該土地は道の駅整備事業における移転予定地であり、用地買収にかかる権利関係はどのように把握できたのかを確認した

ところ、農地台帳とは別に「小作地台帳」によって権利関係が確認できるとの回答を得た。「小作地台帳」は法的根拠のない法定外台帳であり、公開等の規定があるものではないが、公文書ではあるため、当然に情報公開請求の対象となる情報である。

この「小作地台帳」が審査請求人の求める文書であるか否かは、審査会が判断できるものではないが、審査請求人がさらなる情報を求める場合、実施機関はその求めに応じて、真摯に対応することが望まれる。

以上のことから総合的に審査を行ったところ、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

8 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、概ね次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年12月5日	諮問書の受理、弁明書の受理
令和6年1月24日	諮問案件の審議（審査請求内容の確認）
令和6年3月26日	口頭意見陳述並びに諮問案件の審議
令和6年4月15日	諮問案件の審議（答申内容の方向性の審議）
令和6年5月13日	諮問案件の審議（答申内容の方向性の審議）
令和6年6月19日	諮問案件の審議（答申内容の確認）
令和6年7月11日	答申

9 猪名川町情報公開・個人情報保護審査会委員

本諮問案件における審査会の委員は、次のとおりである。

職 名	氏 名
会 長	園田 寿
副会長	浅田 英範
委 員	福島 力洋
委 員	太田 はるよ
委 員	住野 敦浩

以上。